

## 令和4年度 <学部・専門学校>「緊急コロナ特別奨学金」申請要領

### ① 申請に必要な情報を確認し、証明書類を準備する。

下記A)～C)のいずれかに記載されている書類を準備してください。

#### A) 新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少したため公的経済支援を受けている場合

- 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象者として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書又はこれに類するものとして認められる公的証明書（コピー可）

→ 具体例は下記のページにて確認してください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

事由発生に関する証明書類

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例

- 令和4年（2022年）の収入見込に関する証明書類

※主たる家計支持者1名について証明書類を提出すること。

※収入に関する証明書類は2～3ページの表を参照し該当するものを提出してください。

#### B-1) 主たる家計支持者1名の令和4年（今年）の年収見込が令和3年（昨年）と比較し1/2以下の場合

- 令和4年（2022年1月～12月）の収入見込に関する証明書類

- 令和3年（2021年1月～12月）の収入に関する証明書類

#### B-2) 主たる家計支持者1名の令和4年（今年）の年収見込が令和2年（一昨年）と比較し1/2以下の場合

- 令和4年（2022年1月～12月）の収入見込に関する証明書類

- 令和2年（2020年1月～12月）の収入に関する証明書類

#### B-3) 主たる家計支持者1名の令和4年（今年）の年収見込が令和元年（一昨々年）と比較し1/2以下の場合

- 令和4年（2022年1月～12月）の収入見込に関する証明書類

- 令和元年（2019年1月～12月）の収入に関する証明書類

※主たる家計支持者1名について証明書類を提出すること。

※収入に関する証明書類は2～3ページの表を参照し該当するものを提出してください。

#### B-4) 主たる家計支持者1名の令和3年（昨年）の年収が令和2年（一昨年）と比較し1/2以下の場合

- 令和3年（2021年1月～12月）の収入に関する証明書類

- 令和2年（2020年1月～12月）の収入に関する証明書類

#### B-5) 主たる家計支持者1名の令和3年（昨年）の年収が令和元年（一昨々年）と比較し1/2以下の場合

- 令和3年（2021年1月～12月）の収入に関する証明書類

- 令和元年（2019年1月～12月）の収入に関する証明書類

※主たる家計支持者1名について証明書類を提出すること。

※収入に関する証明書類は2～3ページの表を参照し該当するものを提出してください。

#### C) 上記以外で経済的に困窮している場合

- 令和4年（2022年）の収入見込に関する証明書類

申請情報で入力した項目について、2～3ページの表を参照し収入の証明書類を提出してください。

父母ともにいる場合は、ふたりどもの証明書類が必要です。

該当する状況すべてについて、証明書類を提出してください。

複数の勤務先がある場合は、そのすべてについて証明書類を提出してください。

- 特別控除に関する証明書類

申請情報で「はい」を選択した項目について、3ページの表を参照し、証明書類を提出してください。

② 下記 Google フォームに申請情報を記入して送信する。

<https://forms.gle/JDwXHjJU1DyYLwvY7>

③ 上記証明書類と、奨学金の振込みを希望する口座通帳のコピー（※）を学生支援課へ提出する。

※店番号、口座番号、口座種類、口座名義人氏名がわかるページをコピーしてください。

**手続期限：②③ともに 2022年11月21日（月）※書類提出が間に合わない場合は必ず事前にご相談願います。**

学生支援課窓口（札幌あいの里キャンパス所属学生は医療技術学課窓口）に提出してください。

郵送で提出する場合は、記録の残る方法（特定記録や簡易書留など）でお送りください。

**郵送先：〒061-0293 北海道石狩郡当別町金沢 1757 北海道医療大学 学生支援課 緊急コロナ特別奨学金担当**

<問合せ先>

北海道医療大学 学生支援課

TEL：0133-23-1095（直通）

Mail：[shien@hoku-iryu-u.ac.jp](mailto:shien@hoku-iryu-u.ac.jp)

● 収入に関する証明書類 **※必ずご確認のうえ該当する証明書をご提出ください。**

収入の状況	証明書類 *コピー可	備考
<令和4年見込> 給与を受けている	いずれか一つ 源泉徴収票は受付けられません ・年収見込証明書（2022年分） ・給与明細（2022年7月～9月分）* ※2022年7月以降に働き始めた場合は、勤務を始めた月以降の分で構いません。	給与明細：平均月収を算出（非課税の交通費を除く）し、年額を算出した計算式を余白に記入すること。ボーナスがある場合は平均月収×15、ない場合は平均月収×12。
<令和4年見込> 自営業をしている	・帳簿（2022年7月～9月分）*	月ごとの「売上総額」「経費総額」が書かれているものを提出すること。
<令和3年><令和2年> <令和元年> 給与を受けている	・源泉徴収票*	
<令和3年><令和2年> <令和元年> 自営業をしている	いずれか一つ ・税務署印のある確定申告書（第一表と第二表）（控）* ・受付印のある市（区・町・村）民税・県民税（都道府）民税申告書（控）*	確定申告書（控）に税務署の受付印がない場合は、直近の市区町村役場発行の所得（課税）証明書、又は税務署発行の「納税証明書（その2）」を添付すること。 電子申告を行った場合は、受付日時が印字された「確定申告書」の第一表と第二表を添付すること。
生活保護を受給中	・生活保護決定（変更）通知書*	生活保護受給証明書（金額の記載のないもの）は不可。必ず年額の計算式（月額×12）を余白に記入すること。
傷病手当金を受給中	・傷病手当金通知書*	手元にある一番新しい1ヵ月分が必要。必ず年額の計算式（支給金額÷支給日数×365日）を余白に記入すること。
年金を受給中	いずれか一つ ・年金振込通知書* ・年金額改定通知書* ・年金証書* ・遺族年金通知書* ・障害年金通知書*	必ず年額の計算式（月額×12）を余白に記入すること。
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給中	いずれか一つ ・申請日時点での受給額が記載された通知書* ・手当が振込まれている通帳のコピー*	通帳のコピーを提出する場合は、口座名義人氏名が記載されている箇所と、直近の振込が記載されている箇所をコピーすること。必ず年額の計算式（月額×12）を余白に記入すること。

収入の状況	証明書類 <b>*コピー可</b>	備考
失業手当を受給中	・雇用保険受給資格者証*	
祖父母等から援助金や離婚後の養育費を受け取っている（定期的に援助を受けている場合）	・援助年額の証明	援助をしている方に作成を依頼してください（様式自由、署名・押印必要）。
その他上記以外の公的手当等を受給中	・受給金額が記載された通知書*	<b>必ず年額の計算式（月額×12）を余白に記入すること。</b>
無職	いずれか一つ ・離職票* ・退職証明書 ・廃業届受理証明* ・破産手続開始決定通知のコピー* ・収入に関する事情書	「収入に関する事情書」の様式が必要となる場合は、学生支援課に申し出てください。
申請者本人が社会的養護を必要とする人である	いずれか一つ ・施設在籍証明書* ・児童（里親）委託証明書* ・措置解除決定通知書* ・施設等在籍・退所証明書	「施設等在籍・退所証明書」の様式が必要となる場合は、学生支援課に申し出てください。

●特別控除に関する証明書類 **※必ずご確認のうえ該当する証明書類をご提出ください。**

特別の事情	証明書類	備考
障がいのある人がいる	・障がい者手帳のコピー	申請者および申請者と同一世帯の人が対象。
長期（6ヶ月以上）に療養を要する人がいる	・直近6ヶ月分の領収書のコピー <b>&lt;対象となる費用&gt;</b> ・診療・治療費 ・入院費用 ・医薬品費 ・通院費用（必要不可欠なものに限る） ・看護人への支払い ・マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費 ・介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額	長期療養が見込まれるが、療養開始から6ヶ月経過していないときは、申請日時点の分までのもの。 必ず長期療養を受けている者の氏名の記載がある領収書が必要。 1年間の支出金額の計算式を添付すること。
主たる家計支持者が単身赴任等で別居している	・控除の対象となる費用に係る領収書のコピー <b>&lt;対象となる費用&gt;</b> ・家賃・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費	別居している者の氏名記載がないレシート等は不可。 「通帳のコピーのみ」「請求書のみ」では認められません。通帳を提出する際は、その請求書・契約書も併せて添付すること。 別居が1年に満たない場合は年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。
この1年間に震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けたことがあり、長期（2年以上）にわたって支出の増加又は収入の減少がある（見込まれる）	・被害を受けたことの証明書（罹災証明書、盗難届の証明書） ・被害により生じた実費を証明する領収書のコピー <b>※保険・損害賠償等によって補てんされた金額は控除額から除きます。</b>	長期にわたって支出の増加又は収入の減少がある場合とは、それまでの家屋に居住できない場合の賃貸費、店舗・農地等が使用不能となった場合の売上の減少等を指す。